参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	― （　―　）
目標年度	令和15年度
市町村名 （市町村コード）	吉川市 （112437）
地域名 （地域内農業集落名）	三輪野江地区 （下組、三輪組、上組、中組、新家組、川端、兵庫、土場、飯島、半割、加藤、吉屋、鹿見塚、関新田、会野谷、笹根、笹沖、中井、皿沼、小松川、中島、二ツ沼、平方新田、深井新田）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	555.3 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	555.3 ha
②　田の面積	466.8 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	88.5 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	250.31 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	15 ha
（参考）区域内における30才以上の農業者の農地面積の合計	338 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	63.35 ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

当地区は、耕作者の半数以上が70歳以上であり、高齢化が進んでいるほか、農業後継者の減少、地権者の非農家化・市外、県外への散在により、今後、農地を個人が管理することが難しく、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の活用を図りながら地域の活性化を進めるためには、当地区の農地面積の大部分を耕作している中心経営体である農業法人が中心となり、農地の集積・集約化を進めると共に、新規就農者の確保・育成や地域の特性を考慮した農地活用の仕組みの構築が喫緊の課題である。
　吉屋地区については、平成26～29年度にかけて県営ほ場整備事業（埼玉型ほ場整備）を実施し、農業基盤整備を行っており、今後の基盤整備の在り方を示す事例として基準点となる地区である。

【地域の基礎的データ】
農業者：716人（うち50歳代以下73人）※、中心経営体：13人（うち団体経営体6経営体）、主な作物：水稲、トマト、ねぎなど。
※ 農家台帳システムにおいて、農業従事日数が1日以上となっている者。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

①地権者が市外・県外へ散在していることや現物支給による農作業委託が多いため、将来は、中心経営体である農業法人が中心となり、農地の出し手の確認及び農地の配分、再配分について、継続的な話し合いを行うと共に、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を検討する。（その際、既に基盤整備事業を実施している吉屋地区を参考にしながら取り組む。）
②水田地帯の集積・集約は進めるべき大きな課題の一つだが、一方で、水田地帯の維持・拡大については、今後の営農状況等を考慮すると、畑地化や新しい農業へ挑戦（例：高収益な作物の栽培）等、変化を起こすことも一案であり、一定の面積を畑地化し、残りは基盤整備を行った大規模水田として管理する考え方も検討する。
③常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジに近接する大字三輪野江地区については、市が整備検討を進めている農業拠点施設である「吉川市農業パーク」を中心に、次世代の視点を取り入れた持続可能な産業としての独自の都市近郊農業の確立を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
自作農業者の意向も尊重しつつ、農地中間管理機構への貸付を通じ、担い手(認定農業者、農業法人)への農地の集積・集約を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	11 %	将来の目標とする集積率	23 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
吉屋地区の埼玉型ほ場整備事業実施面積2990a(令和6年度時点)を中心に、農用地の集団化・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
①三輪野江地区の農地は、大部分が中心経営体である農業法人によって耕作されているが、これ以上の受け皿がなく、受託状況は限界を迎えているため、農地の管理については、受託者・地域・行政が連携を図り、中間管理機構を通じ、受託者の負担が減るよう農地の集積・集約化に努める。 ②ほ場整備を終えている吉屋地区を起点とし、それ以外の地区についても集積・集約の話し合いを進めていく。 ③集積・集約を推進するに当たり、地権者の農地管理に対する意識変革(危機感の醸成)が必須条件となるため、耕作者・地域住民・地権者・行政が一体となって取り組む必要がある。 ④埼玉型ほ場整備事業等を活用し、農道の拡幅を行いながら、大型機械で能率よく大規模水田を管理できる環境を構築する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
①受託者と地権者の農地調整結果によるが、なるべく多くの農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を醸成し、段階的に集約化を進める。 ②農地中間管理事業を最大限活用すべく、農業者・地権者に対し、積極的な周知活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組
基本は、中心経営体による農地交換による集約・集積を進めていく。さらに、担い手や地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連の農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。なお、補助事業を活用する地区は次の箇所とする。 ①関新田1丁目・2丁目地区の一部、②中島2丁目・3丁目地区の一部、③中島かめだ屋南方面地区、④ 大字三輪野江地区の一部 ※ 上記の丸数字は優先順位を示すものではない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
近隣自治体等やJA(さいかつ農業協同組合)と連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。特に農業パーク整備については、市が主体となり、関係者の調整に取り組み、多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等		
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他		

【選択した上記の取組内容】

⑨常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジに近接する大字三輪野江地区については、3つのエリアに分け(※)、吉川市農業パーク基本構想に基づき、農業拠点検討エリアを中心に地権者の意向等を確認しながら進めていく。

※ 3つのエリア

(1)農地保全エリア:農用地として農業振興を図る地域(常磐道北側、新田用水より西側)

(2)農業拠点検討エリア:地域の特性を活かし、農業関連施設などの整備を検討する地域(常磐道北側、新田用水より東側)

(3)将来開発検討エリア:将来的に産業などの開発の可能性がある区域(常磐道南側、三郷市との市境まで)

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 15 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	14.9 ha	ha	水稲	17.88 ha	ha	あお	
認農	B	水稲	9.5 ha	ha	水稲	9.5 ha	ha	きいろ	
認農	C	水稲	23.3 ha	ha	水稲	25.63 ha	ha	しろ	
認農	D	水稲	2.4 ha	ha	水稲	2.4 ha	ha	みどり	
認農	E	水稲	1.7 ha	ha	水稲	1.7 ha	ha	みずいろ	
認農	F	水稲	2 ha	ha	水稲	2.2 ha	ha	ちゃいろ	
認農	G	水稲	2.3 ha	ha	水稲	2.53 ha	ha	くろ	
認農	H	野菜	2 ha	ha	野菜	2 ha	ha	きみどり	
認農	I	水稲	1.8 ha	ha	水稲	1.8 ha	ha	あお（ウス50%）	
認農	J	水稲	0 ha	ha	水稲	1 ha	ha	みどり（ウス50%）	
認農	K	水稲、野菜	0.1 ha	ha	水稲、野菜	0.1 ha	ha	みずいろ（ウス50%）	
認農	L	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	うすだいだい（ウス50%）	
認農	M	野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha	だいだい（ウス50%）	
認農	N	野菜	0.7 ha	ha	野菜	0.98 ha	ha	むらさき（ウス）	
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		61 ha	0 ha		68.02 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。